

相模国における鉄砲の伝来

— コンピューターの活用へ向けて —

藤沢西高校 武井 勝

一 はじめに

相模国への鉄砲の伝播については、次のような話が知られている。『鉄砲記』にある一五四四（天正十三）年頃の貿易船の伊豆漂着をきっかけに普及したという説と、近江国国友村の由緒や『北条五代記』にみられる小田原の山伏道場玉瀧坊の僧が修行の際、堺で鉄砲を入手して北条氏康に献上したという話である。特に、後者の話は一五一〇（永正七）年のことであり、これが事実ならば、後北条氏は鉄砲伝来以前に鉄砲を所有していたことになるが、果たしてそうなのであろうか。

そこで本稿では、後北条氏と鉄砲との関係について、主に次の点を中心に検討していく。使用開始時期や普及度、鉄砲隊の実態、鉄砲や火薬・玉の製造状況、鉄砲と城との関係である。なお検討にあたっては、確実な資料の収集に心掛けることや、コンピューターの活用などに留意したい。

二 後北条氏と鉄砲

北条家旧家臣の三浦浄心が著した『北条五代記』には、鉄砲に關して次のような記述がある。

十四 関八州に鉄砲はじまる事

見しは昔、相州小田原に玉瀧坊と云て年よりたる山伏有。愚

老若き頃、其山臥物 語せられしは、我関東より毎年大峯へのぼる。享祿はじまる年、和泉の堺へ下りしに、あらけなく鳴物の声する、是は何事ぞやととへば、鉄砲と云物、唐国より永正七年（一五一〇年）に初て渡りたると云て、目当てどうつ。我是を見、扱も不思議奇特 成物かなとおもひ、此鉄砲を一挺買て、関東へ持て下り、屋形氏綱公へ進上す。……、氏康時代、堺より国康といふ鉄砲張りの名人をよび下し給ひぬ。扱又根来法師に、杉房・二王坊・岸和田などといふ者下りて、関東をかけまはつて鉄砲をしへしが、今見れば人毎に持し、と申されし。（戦国史料叢書一『北条史料集』）

『北条五代記』が、江戸時代の一六四一（寛永十八）年に出版された逸話集であることを考えると、記述のすべてを事実として受け入れることはできない。ただし、玉瀧坊が後北条氏の祈禱をになつた修験道場で、重要な外交場面で使者として派遣されていること、根来法師の杉房らの名がみえることから、相模国への鉄砲普及の背景として修験道ネットワークの関与は考えられる。

後北条氏の鉄砲に關する確実な史料は、一五六〇（永祿三）年十月四日付の北条氏康書状である（『戦一』六四五 史料一）。横瀬成繁ら敵方の侵入をはじめに受ける上野国の富岡氏に、北条氏康が「鉄砲薬玉」を送り防戦を命じたものである。前年の一五五九（永祿二）年八月十日付北条氏康書状に（『神奈川県史』資料編3下 七一二五 史料2）、北条左衛門尉が三増合戦においての戦闘で、大將分の者を鉄砲で打ち殺し、恩賞を得たという記事があるが、花押が氏康のものとなり年代について検討の余地がある。

一五七二（元龜三）年一月九日付の北条家着到定書（『戦二』一

五七〇 史料3)から軍役史料に鉄砲の記載がみえる。軍役における鉄砲の位置付けについては、データの表化・グラフ化を通して次の点が確認できる(表1、グラフ1)。すなわち、年々鉄砲の占める割合は増加しているが、甲斐の武田氏に比べて遅れていること、「殊弓・鉄砲取分専一候」など弓と鉄砲が同列に扱われ、数量的にも同じ割合である例が多いこと、鉄砲を負担する家臣は比較的に所領高が多く、負担しない家臣の所領高は少ない傾向がみられること、一部の例外を除き、知行高百貫文に対して鉄砲一挺が基準で、百貫文を越えた余りの貫高には、弓一張りを割り当てていること、小曾戸丹後守の例などから鉄砲衆が存在すること、などである。

鉄砲衆については、直属の鉄砲衆を戦場へ派遣し、現地の城主や大将の指揮下に入らさせていることが、一五八五(天正十三)年九月一〇日付の北条家朱印状の神宮武兵衛以下鉄砲衆に上野国大戸への加勢を命じ、北条氏邦の指揮下に入るよう命じる記事から確認できる(『戦四』二八五六)。後北条氏が鉄砲衆も直轄していたことは、鉄砲衆には後北条氏から直接扶持が支給されており、扶持給の財源や請け取り方法についての文書も存在することからも知られる(『戦四』三三二二、『戦四』三三九六など)。扶持については、鑓持などよりも支給額が高かったという指摘もあるが、鉄砲衆の詳細については検討すべき課題が多い。また、一五七七(天正五)年七月十三日付の北条家朱印状(『戦三』一九三三)は、北条氏政が岩付城鉄砲衆(五十余挺)の鉄砲奉行に対して、備えに不足あれば書立てをして申し出るべき、常日頃から筒をそろえることが大事であり、手入れを怠り錆びさせたり、引金以下を破損するのは曲事であると通達しているもので、鉄砲に対する関心をみるうえで興味深い史

料である。

以上のように、後北条氏の鉄砲への関心は高かったと思われるが、実際の鉄砲数は常に不足していたものと思われ、庶民からの徴収で補っていることを示す文書も存在する(『戦四』三三三三～『戦五』三三四〇)。特に、豊臣秀吉の小田原攻めが間近に迫った一五九〇(天正十八)年三月七日には、町人・商人・細工人に至るまで弓・鑓、鉄砲・小旗を尺度させて命令どおりに走らせるよう命じている(『戦五』三六七三)。

それでは、後北条氏は鉄砲や玉・火薬をどのように製造し管理していたのであろうか。一五六九(永祿十二)年二月二五日付の北条氏康書状は、安房の里見氏が市川筋に侵入したので、江戸衆に加勢を命じ、鉄砲・玉葉は近藤万栄の所から届けるように伝えたものである(『戦二』一一五八 史料4)。近藤万栄は、『小田原衆所領役帳』によると江戸の浅草鍛冶であり、後北条氏は、直属の職人に鉄砲・玉葉を作らせ戦場へ送付している。

一五八六(天正十四)年二月七日、中筒製造のため大磯から土を運ばせ(『戦四』二九一七)、一五八八(天正十六)年一月十二日には、鉄砲の玉を鑄するため大磯の土を小田原に輸送している(『戦四』三二六八)。そして、天正十七(一五八九)年十二月晦日には、山田二郎左衛門尉に領国内の鑄物師を動員して、大筒二十挺を一挺七日で鑄造するように命じている(『戦四』三五九八)。運搬した土は鑄型か、耐火炉を造るために使用したと考えられ、これら一連の命令は、豊臣秀吉の小田原攻めを直前にして、後北条氏が鉄砲を主体にした軍事強化策とみることができるが、実際、後北条氏が大筒の製造に成功し、使用したことを裏付ける確実な資料は他に見あた

らない。

三 鉄砲と後北条氏城郭

鉄砲と後北条氏の城との関係を知ることができる文書は数少ないが、かなり貴重なものが残っている。初見は、一五六一（永祿四）年三月二四日、北条宗哲が、長尾景虎による小田原城包囲に対して、配備した鉄砲五百挺をもって敵の軍勢を堀端へ寄せ付けてはいけないと命じた文書である（『戦一』六八七）。一五七五（天正三）年三月二二日付の北条家定書（『戦三』一七八一）には、某城の小曲輪にでの鎗・弓・鉄砲などの置き場所に関する規定が明記されていて興味深い。なかでも、一五八八（天正十六）年十月十三日付の権現山城物書立は（『戦四』三三八）、戦国末期における後北条氏の一支城の武器、特に鉄砲と玉の内訳まで分かる貴重な史料である。権現山城は沼田城、名胡桃城を望む戦略的要地にある。鉄砲は大鉄砲一挺、小鉄砲五十挺、鉄砲十五挺で、玉の内訳は大鉄砲玉、「くろ金玉」と称される鉄玉、大玉、鉛玉である。そのうち大鉄砲玉は二つ玉、大玉の一部は切玉である（表2）。

文献史料以外では、ここ数年、県内各地で城郭の考古学調査が進んでおり、鉄砲に関する遺構や遺物も発見されている。

(1) 津久井城の焰硝蔵・かわらけ転用埧塙

津久井城では、一九九六年より東海大学を中心とする津久井城遺跡調査団による「御屋敷跡」の調査が行われているが、一九九九年度の調査で、「焰硝蔵」と推定される遺構とかわらけ転用埧塙が発見された。焰硝蔵と推定される方形竪穴状遺構は、半地下式の堅固

な壁立ちの構造で、床面が粘土や砂利で入念に張り床されている。火薬などの焰硝蔵であることを確認づける遺物は出土していないが、調査担当者は近世期の甲府城などの類例や土層の特質から、天正十八年頃の焰硝蔵に想定している。かわらけ転用埧塙についても、土器の内面に鉄滓が付着し、被熱により器形にゆがみが生じているのは、鉄砲玉を作る際に容器内で溶鉄を転がしたものが付着したからではないかと推定している。鉄砲玉の出土は鑄型の出土があれば、こうした可能性も現実味を持つだろう。

(2) 山中城出土鉄砲玉

山中城からは、鉄砲玉一九七個と大筒玉三個が出土している。鉄砲玉は、百五十個が西ノ丸から出土しており、その表面色から白色系・赤色系・青緑系の三色に分類できる。白色系は鉛玉で、融解度が三七度と低く製造は容易であるが、命中しても破壊力は低い。山中城での出土数は二十五個であり、あまり使用されていなかったようである。赤色系は鉄玉で、出土数は十九個である。その特色は玉が重すぎて遠くへ飛ばないことと、一発撃つと表面が剥離して火縄銃の弾道に鉄垢を残すこと、溶解温度が一三五度と非常に高く製造が困難であることである。通常は練習用に使用したと考えられている。青緑系は銅・鉛・錫の合金で、出土数は一四七個と全体の七七%を占める。鉛玉と比較して破壊力、殺傷力は優れているが、融解点は九八〇度で鑄型での製造が必要であり、戦場で素人が製造するのは無理とされている。出土した鉄砲玉個は、大きさにバラツキがあり、いずれもイビツであるが、火縄銃は一発撃つごとに筒掃除が必要であるが、戦闘時にはそのゆとりがなく、あえて玉の大き

さを小さくした可能性が指摘されている。

山中城は、永祿年間（一五五八―六九年）に国境防備のための「箱根十城」の一つとして築城され、天正十八（一五九〇）年三月二十九日、豊臣勢七万の攻撃により数時間で落城した歴史を有する。この時の攻防戦の様子は、中村一氏の配下である渡辺勘兵衛が、戦鬪の経過を勘兵衛自らの進撃コースに沿って記した『渡辺水庵覚書』に詳しい。鉄砲に関連する内容は次のようである。

・三月二十九日敵出丸前面の3個の「つぶら」に配した二十―三十
ずつの鉄砲を打ちかける。

・出丸まで約一町、このとき北条丸出丸より鉄砲がつるべ打ちさ
れ、ときの声があがる。

・出丸の土塁の幅は十間、勘兵衛へのつるべ打ちはつづく。

・三ノ丸木戸口にむけ前方と側面の二方から鉄砲を激しく打って
くる。

・敵の鉄砲筋にある三十間を駆けてきた者のうち、四人は鉄砲に
あたり絶命した。

・わずか三間から五間で五十―六十発の弾丸が打ち掛けられる。

・両方の狭間からの煙りが薄れた。

・戊亥の大土塁の大杉のあたりから鉄砲が打たれる。

これらの記述から、後北条氏方、豊臣方双方の鉄砲隊の配置や、激しい鉄砲戦の状況を具体的に読み取ることができ、出土した鉄砲玉がどちら側のものであるのかは、明らかではない。ただし、『覚書』によると鉄砲戦が行なわれていない西ノ丸から出土した一五〇個の鉄砲玉は、後北条方のものと推定されている。今後の調査で、製造用の鋳型やカマド、坩堝などが検出されることを期待したい。

(3) 小田原城関係

後北条氏の本城である小田原城については、鉄砲との関係を示す文書や考古学資料は極めて少ない。『北条五代記』には、小田原合戦に関して次のような記述があるが、前述したように信憑性は疑わしい。

氏直も関八州の鉄砲を兼て用意し籠をきたる事なれば、……矢狭間一つに鉄砲三挺づつ、其間々に大鉄砲をかけをき、……

考古学資料については、住吉堀から鉄砲玉一点が出土しているが、その時期について出土した土層をどのように解釈するかで、戦国末期か近世のものか、判断が分かれている。また住吉堀からは、後北条氏時代の中央付近と東西両端で形態が異なる障子堀が検出されている。形態の違いを堀幅の拡大と解釈すれば、鉄砲との関係が注目されるが、これに関しても詳細な検討が必要である。

四 鉄砲の普及と城郭構造の変化

鉄砲の普及と城との関係について、教科書に「鉄砲は戦国大名のあいだに新鋭武器として急速に普及し、足軽鉄砲隊の登場は従来の騎馬戦を中心とする戦法を変え、防衛施設としての城の構造も変化させた。」という記述がある（『詳説 日本史』山川出版社）。防衛施設としての城の構造の変化とは、具体的にはどういうことなのであろうか。石垣や天守閣の城が築かれたことと鉄砲の普及とは、どのように関連するのであろうか。城郭研究の最新成果をふまえて考察を加えていきたい。

まず石垣との関係については、村田修三氏が「石垣は鉄砲の使用によって本格的になった、との説があるが、鉄砲玉を防ぐために土

壁を石垣にしたわけではあるまい。鉄砲のために石垣が必要になるのは、鉄砲狭間を備えた建物をも壁の際までせり出して設けるため、つまり重力にたえうる急斜面を維持するために石垣で支える、と考えた方が合理的である。」と論じている（村田修三 二〇〇二年）。後北条氏の城郭に関しては、土塁・堀（障子堀・畝堀）・馬出がその特徴とされ、石垣を使用した城は確認できていない。関東ではじめての物石垣の城は、織豊系城郭の石垣山一夜城であり、後北条氏においては、鉄砲の使用と石垣とは無関係である。

防御施設に関しては、横矢掛の防御範囲の変化について興味深い指摘がある。鉄砲普及前は、横矢掛や櫓台からの防御範囲が三〇メートルであったのが、鉄砲普及後は、近世の石垣の城で五〇メートルに広がった例が多く見られるというものである。小田原城の場合は、大外郭にあたる惣構えについて、防御的視点からの検討が必要である。

土塁から石垣・天守閣と、城の構造が変化したこと背景は、ヨーロッパの城と比較すると分かりやすい。ヨーロッパでは、十四世紀以降、高い石造りの城壁と高い塔を特色とする城郭が普及するが、十六世紀になると、大砲による攻防戦の激化とともに高い城壁や塔が消滅した要塞が出現する。つまり城の機能が、政治的な拠点や儀礼・居住の場である宮殿と、防御施設である要塞に分化したのである。日本の場合は、大砲による攻防戦をほとんど経験することなく平和な江戸時代を迎えたため、城には領国支配の拠点としての性格が重視され、見せるための天守閣や石垣が普及したと考えられるのである。鉄砲の普及が直接、城の構造や性格まで変化させたとは、考えにくいであろう。

五 おわりに

後北条氏と鉄砲との関係について、確実な史料や考古学資料をもとに検討した結果は、次のとおりである。第一に、『北条五代記』や『堺鑑』などにみられる、後北条氏が一五四三年の鉄砲伝来以前に中国製の鉄砲を入手していたということを、他の史料から裏付けることはできなかった。第二に、後北条氏の鉄砲に対する意識はかなり高かったと思われるが、鉄砲・玉薬等の製造や管理などの政策面では、甲斐の武田氏などに比べても遅れていたと思われる。第三に、後北条氏の城郭に関しては、鉄砲の普及や鉄砲隊の登場により城の構造や性格が変化したことを示すような資料を確認することはできなかった。

最後に、本テーマの教材化にあたり、コンピュータの活用について触れておきたい。まずは、今後インターネットを用いて資料収集を行なわせることが多くなると思うが、次の点について注意しておく必要がある。公開されているホームページには趣味的なものも多く、歴史研究の資料として適するかどうかを各自判断し、多様な情報から自分が必要とするものを取捨選択することが重要である。次に、表計算ソフトを使用し、数値データを表にしたり、グラフ化させることで次のような効果が期待できる。すなわち、どのようなグラフを作成するかで、資料活用の技能や意欲、表現力をみることができる。作成したグラフから何を読み取るかで、思考力や判断力をみることができ、などである。

この四月から新カリキュラムがはじまり、情報や総合の時間も入ってくる。この報告が、日本史Bの新学習指導要領で重視している「資料をよむ」「資料にふれる」ことに対応する教材を作成したり、

コンピューターを活用した授業展開を行なう際の手助けになれば幸いです。

注 文中の「戦一」は「戦国遺文」第一巻のことである。以下、

「戦二」～「戦五」も同様である。

〔主な参考文献〕

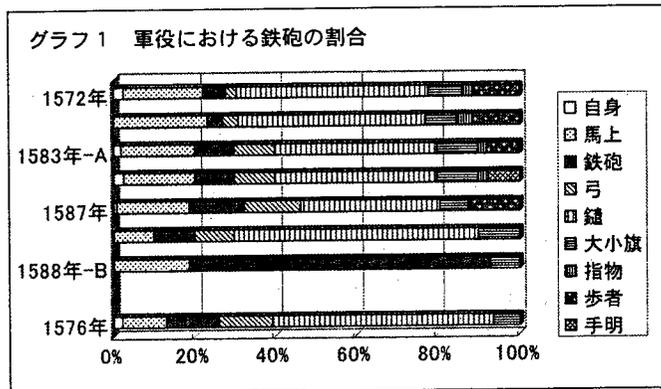
- 神崎彰利他『神奈川県の歴史』 一九九六年 山川出版社
 戦国史料叢書1『北条史料集』 一九六六年 人物往来社
 設楽原歴史資料館資料第1集『設楽原と火縄銃』 二〇〇〇年 新城市設楽原歴史資料館
 宇田川武久『鉄砲伝来 兵器が語る近世の誕生』 一九九〇年 中公新書
 宇田川武久『鉄砲と戦国合戦』 二〇〇二年 吉川弘文館
 佐脇栄智「後北条氏の軍役」『後北条氏の領国経営』 一九九七年 吉川弘文館
 津久井城遺跡調査団『津久井城の調査 IV』 二〇〇〇年 津久井城遺跡調査会
 齋藤 宏『史跡 山中城跡』 二〇〇二年 三島市教育委員会
 山中城跡発掘調査団『史跡 山中城跡II』 一九九四年 三島市教育委員会
 村田修三他『週刊朝日百科二〇 日本の歴史 中世II―⑩城 山城から平城へ』二〇〇二年 朝日新聞社
 杉山 博・下山治久『戦国遺文』第一巻～第六巻 一九八五～二〇〇〇年 東京堂出版

表1 後北条氏の軍役

年代	知行人	自身	馬上	鉄砲	弓	鍵	大小旗	指物	歩者	手明	計(人)	知行貫高	
1576(天正4)年	小田切良部少輔	1	5	6	6	25	3				46		武田勝頼家臣
1572(元龜3)年	宮城四郎兵衛	1	7	2	1	17	3	1	4		36	284貫文	
1581(天正9)年	池田孫左衛門尉		6	1	1	12	2	1	3		26	192貫文	
1583(天正11)年-A	和田左衛門尉	1	7	4	4	16	4	1		3	40		
1583(天正11)年-B	両後閑	2	18	10	10	40	10	2	8		100	1000貫文	兄弟
1587(天正15)年	和田左衛門尉	1	26	20	20	50	10	1	17		145	117貫文	井田因幡守同心衆
1588(天正16)年-A	吉田新左衛門		1	1	1	6	1				10	100貫文	
1588(天正16)年-B	小曾戸丹後守		5	20			2				27	200貫文	

表2 権現山城の鉄砲・玉薬一覧

種類	数	備考
大鉄砲	1張	
小鉄砲	50丁	
鉄砲	15丁	
大鉄砲玉	69	二つ玉
合薬	2700放	
黒金玉	2250	鉄玉
大玉	68	
同薬	14放	
合薬	9斤	
玉	3200	鉛玉
大玉	20	切玉
焰硝	1箱	



史料 1

○六四五 北條氏康書狀 ○千葉市立郷土博
物館所藏原文書

(由良成實)
横瀬敵陣へ出候付而、其地初口ニ成候、此度可抽忠儀事、專
要候、仍鐵炮藥玉進之候、猶用所付而重而可進候、委曲使者
可申候、恐々謹言、
(永祿三年)

十月四日

(北條)
氏康 (花押)

七三五 北條氏康書狀 ○原島
文書

(相模國愛甲郡)
今度三増峠合戦烈、甲州武田兵庫對陳之節、大將分之者
鐵炮ニ而打殺候條、感入候、仍而爲恩賞、武州多摩郡之
内ニ而於ゐて、二百五十貫文令持扶候、(扶持)對當家可抽忠信
之事、

一 鑓壹本并鐵炮五挺、任先祖之舊例、令免許畢、

右之條々、不可有相違旨、追而可致再忠之狀、仍而如件、

永祿二己未年

八月十日

(北條之)
氏康 (花押)

北條左衛門尉との

史料 4

○一一五八 北條氏康書狀 ○久八持神
社所藏文書

(鎌倉)
房州衆、市川筋相動之由候、其地へ加勢之衆、(蘆山氏)江戶衆申付候、
鐵炮玉藥指越候、近藤萬榮所より可越候、(武藏國葛飾郡)江戶へも若付衆、可
懸着候、替儀重而可申越候、兩人走廻此時候、謹言、
(永祿十二年)

二月廿五日

(北條)
氏康 (花押)

會田殿

窪寺殿

史料 3

○一五七〇 北條家着到定書 ○内閣文庫所藏
聖島宮城文書

(切表)
改定着到之事、

六拾五貫三百六十文

(武藏國足立郡)
大岡木

十三貫文

(武藏國葛飾郡)
小沢之内中居

廿一貫七十文

(足立郡)
川口

十五貫文

(足立郡)
沼田之内屋敷分

六拾貫文

(足立郡)
舍人本村

貳十貫文

同所中之村

九十貫文

(武藏國樹郡)
小机之内菅生

以上貳百八拾四貫四百文

此着到

三本 大小旗持、具足・皮笠

一本 指物持、同理、

一張 步弓侍、甲立物・具足・指物しない地くろニあかき
(徳)(愚)(赤)
日之丸一ツ、

二挺 步鐵炮侍、同理、

十七本 鑓、二間ノ中柄、具足・皮笠

七騎 馬上、具足・甲大立物・手蓋、指物何にても、

一騎 自身、具足・甲大立物・手蓋・面防、馬鎧金、

四人 步者、具足・皮笠・手蓋

以上卅六人

右着到、分國中何も等申付候間、自今以後、此書出候處、聊
も不可有相違候、於違背者、越度者可爲如法度者也、仍如件、

(三倉三郎)(足利印)
正月九日

宮城四郎兵衛尉殿

(鎌倉)
宮城四郎兵衛尉殿